

[原著論文]

## 新たな時代の道德教育の課題と展望 ——学校における道德教育の二重構造に着目して——

山口圭介

### 要 約

道德の教科化にともなう学習指導要領の一部改正がおこなわれ、学校における道德教育の充実という課題への取り組みも、新たな局面を迎えることになった。しかしながら、道德を教科化することによってのみ、学校における道德教育の充実という課題の改善を図ることはできない。それは、学校における道德教育が循環的・往還的な機能をもつ二重構造という仕組みのもとで進められているからである。このような観点から、本稿では、学校における道德教育の二重構造に関する一部改正前（2008年）の学習指導要領における記述と一部改正後（2015年）の学習指導要領における記述との違いに注目し、学校における道德教育の二重構造を活性化することの必要性とそのための手立てについて考察をおこなった。その結果、学校における道德教育の二重構造の活性化が今後の学校における道德教育の充実に向けた不可欠な課題であること、さらに、「学校スタンダード」と「家庭学習」の活用が学校における道德教育の二重構造を活性化する有効な手立てになることが明らかになった。

キーワード：道德の教科化、道德教育の二重構造、学習指導要領

### 1. はじめに

中央教育審議会による2014年の答申である「道德に係る教育課程の改善等について」にもとづいて実施された2015年3月の学習指導要領の一部改正によって、小学校と中学校における道德教育は、大きな転換を迎えることになった。すなわち、1958年に告示された学習指導要領において特設され、これまで継続されてきた「道德の時間」は、今回の一部改正にともない「特別の教科 道德」（以下、「道德科」とも記す。）として位置づけられ、「道德の教科化」が実現したのである。貝塚茂樹は、このような「道德の教科化」が「道德教育のあり方に関わる歴史的かつ構造的な課題」であり、修身科が廃止されて以降、まさに「『戦後七〇年』の課題」であったと主張する<sup>1)</sup>。貝塚によれば、これまで「道德の教科化」を実現できなかった根本的な要因は、「道德教育が一貫して政治的イデオロギーの争点とされてきたこと」であり、50年以上にわたる「道德の時間」の形骸化を食い止めるため、道德教育の構造を変え新しい道德教

育を創造していくためには、「道徳の教科化」がどうしても必要であるとされる<sup>2)</sup>。確かに、「道徳の教科化」に関するこれまでの議論の一部について、「感情的」で「二項対立」的であったという指摘を完全に否定することはできない。しかしながら、それでもなお、これまでのすべての議論には、互いに共有することのできるものが存在していると考えられる。それは、少なくとも学校における道徳教育の充実を図らなければならないと言うことである。このことは、一見「二項対立」的に思われる「道徳の教科化」に関する議論について、「実際は二項対立ではなく、それぞれの立場や見解に基づいた幅広いグラデーションがある」として、「今日では、世の趨勢も勘案して、『道徳教育を充実させること』までは総論レベルで合意が形成されているように思われる」と、柳沼良太が述べていることとも一致している<sup>3)</sup>。

ここで、注目しておかなければならないことは、学校における道徳教育が「道徳の時間」によってのみ担われてきたわけではないということである。実際、道徳授業の効果や内容などの質的な観点からも、道徳授業の実施率などの量的な観点からも、「道徳の時間」が軽視されてきたことが主張されている。確かに、これらの問題については、「道徳の時間」を「道徳科」へと改め、教科書を作成したり道徳授業の指導計画や指導方法を見直したりすることによって対応できるのかもしれない。しかしながら、学校における道徳教育の充実という根本的・本質的な課題を克服するためには、それだけでは不十分である。それは、「道徳の教科化」を必要不可欠なことがらであるとする貝塚でさえも、『戦後七〇年』の時間の中で解体された道徳教育が、教科化することで、たちどころに再生できるはずはないし、いじめや登校拒否などの教育問題が一気に解決するわけでもない<sup>4)</sup>と述べていることから明らかである。

このことは、「道徳の教科化」が——確かに、中心的なことがらではあるが——学校における道徳教育の充実という課題の改善に向けた取り組みの一つに過ぎないということを示唆している。上地完治の「道徳の教科化とは、正確に言えば道徳教育が教科化されるということではない。……、今回の教科化は、『特別の教科 道徳』として新たに『道徳科』と呼ばれるようになった道徳授業に焦点を当てた改革だと理解することが適切である<sup>5)</sup>」との指摘は、このことをもっとも端的に現わしている。事実、今回の学習指導要領の一部改正においても、「学校の教育活動全体を通じて行う」という学校における道徳教育の基本的な考え方は、引き継がれている。つまり、今回の学習指導要領の一部改正では、一方において、学校における道徳教育の要となる「道徳の時間」が「道徳科」へと改められたものの、他方において、「二重構造」と呼ばれる学校における道徳教育の基本的な考え方は、むしろこれまでと同じく、「適切なもの」として継承されているのである。このように考えると、学校における道徳教育の充実という課題を克服していくためには、「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育と「道徳科」の授業を通じて行う道徳教育との関連、すなわち、学校における道徳教育の二重構造をふまえて考察を進めていくことがとりわけ重要な意味をもつことになる。

このような観点から、本稿では、今回の学習指導要領の一部改正においても引き継がれている道徳授業を要として学校の教育活動全体を通じて行うという学校における道徳教育の基本的

な考え方がはじめて提唱された2008年の学習指導要領に示されている「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德の時間」）との関係，そして，一部改正された2015年の学習指導要領に示されている「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德科」）との関係を，学校における道德教育の二重構造に対する捉え方の違いとして明確化した後，学校における道德教育の充実という根本的・本質的な課題の改善に向けて，学校における道德教育の二重構造を活性化させることの必要性を示した上で，そのための具体的な手立てを明らかにすることを目指したい。

## 2. 一部改正前（2008年）の学習指導要領に見る学校における道德教育の二重構造

2006年の教育基本法改正の理念を学校教育へと具現化することを趣旨とした2008年の学習指導要領の改訂において，学校における道德教育の二重構造は，これまで以上にはっきりと特徴づけられるようになった。すなわち，このときの改訂において，学校における道德教育は「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育によって充実されるべきものであること，そして，道德授業（「道德の時間」）がすべての教育活動の要としての位置づけをもつものであることが明確に示されたのである。

このうち，「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育については，小学校・中学校どちらの場合においても，「道德の時間をはじめとして」という記述が「道德の時間はもとより」という記述へと改められ，学校における道德教育ほんらいの「学校の教育活動全体を通じて行う」ものであるという趣旨が，学習指導要領において，より明瞭に記されるようになった。これに加えて，各教科，外国語活動（小学校のみ），総合的な学習の時間，特別活動の「指導計画と内容の取扱い」には，学校における道德教育の目標にもとづいて，各教科等の特質に応じた道德の適切な指導を行わなければならないことも明記された。つまり，道德的心情，判断力，実践意欲や態度などの道德性は，もともと学校の教育活動全体を通じて育まれるべきものであるということが，2008年の学習指導要領において明確に示されたのである。

また，道德授業（「道德の時間」）については，これまで，指導書や解説書においてのみ言及されていた「要」としての位置づけが，小学校・中学校ともに，学習指導要領においても明記されるようになり，道德授業（「道德の時間」）の「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育の「要」としての重要な役割がこれまで以上に強調されていた。すなわち，道德授業（「道德の時間」）は，「道德の時間においては，……，計画的発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，……。」と示されているように，いわば「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育の成果を前提として，学校における道德教育の効果をより確かなものにするための位置づけをもつことが明らかにされたのである。

これらのことをふまえ，「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德の時間」）との関係は，2008年の学習指導要領「第1章総則」において，「学校における道德教育

は、<sup>かなめ</sup>「<sup>かなめ</sup>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」と記されている<sup>6)</sup>。この引用では、「<sup>かなめ</sup>道徳の時間を要として」という記述が「学校の教育活動全体を通じて行う」という記述の前に置かれていることから、道徳授業（「道徳の時間」）の「学校における道徳教育」の中核としての意義がより前面に押し出されものとなっている。さらに、「第3章道徳」においても、「<sup>かなめ</sup>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育……」と同様の順序で記されており、道徳授業（「道徳の時間」）に力点が置かれている。すなわち、2008年の学習指導要領では、「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育と道徳授業（「道徳の時間」）との関係において、学校の道徳教育の「<sup>かなめ</sup>要」としての道徳授業（「道徳の時間」）の意義が注視されていたと考えることができる。そして、学習指導要領解説においても、小学校・中学校ともに、「第1章総説」に示された「2改訂の基本方針」の一つである「道徳教育や体育などの充実」を受けるかたちで、学校における「<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間」の位置づけが、「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性」よりも先に示されている。

それゆえに、解説書でも、2008年の学習指導要領の改訂における道徳のポイントや基本事項として、「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育に関係の深い“各教科等の特質に応じた道徳の適切な指導”よりも、むしろ道徳授業（「道徳の時間」）に関係の深い“学校における<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間”を注視するものが多く見られる。たとえば、『小学校新学習指導要領の展開 道徳編』では、「改訂のねらいと基本方針」として、2008年の小学校学習指導要領の改訂における道徳の「改訂の基本的事項」が6つに整理されているが、“学校における<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間”に関わるものが第一の事項として、“各教科等の特質に応じた道徳の適切な指導”に関わるものは第三の事項として示されている<sup>7)</sup>。さらに、『平成20年改訂小学校教育課程講座 道徳』においても、「新学習指導要領における改訂の要点」として、“学校における<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間”については第1節で言及されているものの、“各教科等の特質に応じた道徳の適切な指導”については第2節とされている<sup>8)</sup>。

同様の傾向は、中学校の場合にも見られる。たとえば、『中学校新学習指導要領の展開 道徳編』では、「学習指導要領『第1章 総則』における道徳教育」の改訂のポイントとして5つのことがらが指摘されているが、“学校における<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間”に関するものは第二に示されているものの、“各教科等の特質に応じた道徳の適切な指導”についてはポイントとしては示されていない<sup>9)</sup>。『平成20年改訂中学校教育課程講座 道徳』には、“各教科等の特質に応じた道徳の適切な指導”についての記述がみられるものの、その取り扱いについてはやはり“学校における<sup>かなめ</sup>道徳教育の要としての道徳の時間”の後である<sup>10)</sup>。

このような「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育と道徳授業（「道徳の時間」）との関係の在り方は、「道徳の時間」の目標が「学校の全教育活動を通じて行う道徳教育」の目標にもとづいて設定されていることから明らかにされる。そして、ここに、学校における道徳

教育の二重構造についても、必然的にある種の順序性と方向性が強調されることになる。

まず、順序性という点からみれば、学校における道德教育の二重構造は、道德授業（「道德の時間」）から「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育へと進展するものとしての傾向が強いものとなる。このことは、学習指導要領解説において、道德授業（「道德の時間」）を要として位置づけることが「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育の充実を図るための改善の一つとして示されていることから端的に伺い知ることができる。すなわち、道德授業（「道德の時間」）の充実は、道德教育推進教師を中心とした指導体制の確保、児童生徒の豊かな心を育むための家庭や地域との連携や体験活動の重視などとともに、学校における道德教育の充実を図るための不可欠な要件であり、道德授業（「道德の時間」）の充実を図ることなしに、学校における道德教育の充実を実現することはできないからである。

次に、方向性という点からみれば、学校における道德教育の二重構造は、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育から道德授業（「道德の時間」）へと収斂するものとしてとらえようとする傾向の強いものとなる。このことは、道德授業（「道德の時間」）が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を補充・深化・統合するという役割を担うものとして位置づけられていることから導くことができる。すなわち、学習指導要領では、道德授業（「道德の時間」）の内容を各教科等の特質に応じて適切に指導することが示され、すべての学習指導要領解説には、「『道德の内容』の学年段階・学校段階の一覧表」が掲載されるなど、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の充実を図りつつも、なお不十分な点について計画的・発展的に指導することが、道德授業（「道德の時間」）に求められているのである。

### 3. 一部改正後の学習指導要領に見る学校における道德教育の二重構造

学校における道德教育の二重構造は、確かに、2008年の学習指導要領において、きわめて明確なかたちで特徴づけられていた。しかしながら、このときの学習指導要領や学習指導要領解説の記述は、——すでに同様の指摘が多くなされているように——きわめて複雑で難解なものであったと言わざるを得ない。つまり、このときの学習指導要領や学習指導要領解説の記述は、学校における道德教育について、図らずも、多様な解釈の可能性を残してしまっていたのである。このことは、そのときどきの時代の変化や子どもたちの実態、社会の要請などへの対応を迫られる学習指導要領の性格とも相まって、学校における道德教育の二重構造の本質的な在り方を誤想させてしまう危険性を黙示している。とはいえ、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業との関係をわかりやすく適切に現わすということは、非常に困難な課題である。それはたとえば、「道德教育の目標と道德の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることができるよう、学習指導要領を改訂することが求められる。」<sup>11)</sup> という道德教育の充実に関する懇談会『今後の道德教育の改善・充実方策について』（報告）の記述からも明らかにされる。そして実際、

2015年の学習指導要領の一部改正では、「道德教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育とその要としての道德の時間の役割を明確にした上で、児童の道德性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ること」を可能にするため、「道德教育の目標等をより分かりやすい表現で示す」などの改善が図られている。すなわち、2015年の学習指導要領の一部改正では、2008年の学習指導要領における複雑で難解な記述について、これまで以上にわかりやすく適切なものへと改めることが強く意図されているのである。

このことは、学校における道德教育の二重構造もまた、2015年の一部改正学習指導要領において、より適切なかたちで記述されるようになったということを含意している。確かに、「第1章総則」の「学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」<sup>12)</sup> という記述だけをみれば、学校における道德教育について何の修正も加えられていないと言える。しかしながらそれは、今回の一部改訂において、「これまでの道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道德教育の基本的な考え方」が継承されていることによるものである。つまり、学校における道德教育の二重構造の本質は、2008年の学習指導要領とは何も変わっていないのである。注目しなければならないことは、「第3章特別の教科 道德」の「学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科……」という記述と「……、道德的諸価値についての理解を基に、……多面的・多角的に考え、……」という記述である。これらの記述には、2008年の学習指導要領において強調されていた学校における道德教育の二重構造の順序性と方向性についての確かな改善を見出すことができる。

まず、順序性という点については、2008年の学習指導要領とは逆に「学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科……」と、「学校の教育活動全体を通じて行う」という記述が「道德教育の要である道德科」という記述の前に置かれている。つまり、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德科」）との関係が、「第1章総則」の「特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて……」という記述とは逆の順序で記されるようになったのである。このことは、学校における道德教育の二重構造が、単純に道德授業から「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育へと進展するものとしてではなく、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育から道德授業へと進展するものとしても理解されなければならないことを示唆している。ここに、学校における道德教育の二重構造は、1度限りの直線的な仕組みをもつものとしてではなく、幾度となく繰り返される円環的な仕組みをもつものとしてとらえられるべきであることが明らかになる。それはまさに、道德授業の学校における道德教育における「要」としての機能が、各教科等における「道德教育としては取り扱う機会が十分でない道德的価値に関わる指導を補うこと

や、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導すること」だけではないことを示唆している。なぜならば、道德授業（「道德科」）の目標とする「道德性」は、一方において、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育を前提として育まれるものであると同時に、他方において、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育へと進展するものと言えるからである。ここに、学校における道德教育の二重構造を「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德科」）との間で、循環的な機能をもつものとしてとらえることができるようになる。

次に、方向性という点については、2015年の一部改正学習指導要領の「……、道德的諸価値についての理解を基に、……多面的・多角的に考え、……」という記述の「理解」と「多面的・多角的」ということばが重要な鍵となる。それは、「道德教育の目標と道德科の目標を、各々の役割と関連性を明確にする」という今回の学習指導要領の一部改正における意図が、これらのことばによって、明瞭に現わされていると理解することができるからである。すなわち、今回の学習指導要領の一部改正にともない、「道德の時間」の目標とされていた「道德的実践力」ということばが「道德科」の目標から削除され、「理解」と「多面的・多角的」ということばが加筆されたことは、道德授業（「道德科」）のもつ理論的な側面を強調するとともに、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育のもつ実践的な側面への展開に向けた一定の配慮を含むものとしてとらえることができるのである。このことは、学校における道德教育の二重構造が、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育から道德授業へと収斂するものとしてだけでなく、道德授業から「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育へと展開するものとしてとらえられなければならないということを示している<sup>13)</sup>。このことから、学校における道德教育の二重構造は、単に一方的な仕組みをもつものとしてではなく、双方向的な仕組みをもつものとしてとらえられなければならないことが明らかになる。それは、道德授業（「道德科」）の目標と指導方法において、より具体的なかたちで、「考える道德」、「議論する道德」への転換が示されたものであると言うこともできる。そして、道德授業（「道德科」）における「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」における自己と他者との関係は、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育における自己と他者との関係、さらには、学校における道德教育の目標とされる「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる」実践において見られる自己と他者との関係の縮図に他ならない。それは、道德授業（「道德科」）における「理解」が、児童生徒のその後の学習や生活など、学校の教育活動全体における「実践」へと展開されることを必然とするからである。ここに、学校における道德教育の二重構造を「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業（「道德科」）との間で、往還的な機能をもつものとしてとらえることができるようになるのである。

#### 4. 学校における道德教育の二重構造をふまえた充実を目指して

学校における道德教育の二重構造を2015年の一部改正学習指導要領の記述において見出すことのできる循環的・往還的なものとしてとらえようとする立場は、けっして目新しいものではない。たとえば、小林万里子は、「学校における道德教育は、各教科等での指導と道德の時間の学習とが有機的に関連し合うことによって展開されていく」<sup>14)</sup>と述べ、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業とは、学校における道德教育の充実という共通の課題の克服に向けて、相互に緊密な連関をもちながら互いに影響を及ぼし合う関係にあることを指摘している。さらに、小林は、別の著作において、道德の時間の役割が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を補充・深化・統合することであるという説明が道德の時間において学校の教育活動全体を通じて行う道德教育が完成され完結するような印象を与えてしまう危険を孕むものであることを指摘したうえで、「学校の教育活動全体を通じて行われる道德教育と道德の時間における道德教育は、機能的には循環構造を成す」<sup>15)</sup>ものであることを主張している。そして、行安茂も、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業との関係の根本問題としての「道德性」と「道德的実践力」との関係に対する考察から、「道德の時間と学校の教育活動全体とは相互交流によって自己の成長を促進する」<sup>16)</sup>ものであると結論づけている。このことは、渡邊満の「学校の道德教育にとって重要なのは、自我と他我との相互交流によって構築される共同世界であり、その相互交流がどのような学習活動として展開されるのかということである」<sup>17)</sup>という主張にも通じるものとして理解することができる。

しかしながら、学校における道德教育の二重構造の循環的・往還的な機能をどのようにすれば活性化できるのかという点についてはいまだ十分な議論がなされておらず、有効な手立てが見出されているとは言い難い。それは、たとえば、2015年の小学校学習指導要領解説「特別の教科 道德編」において、「道德科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら」と記されながらも、そのための具体的な手立てとしては、なお「道德教育の全体計画」の作成や「道德教育推進上の配慮事項」などに依拠するものであること、さらには、「道德の教科化」をめぐる教育政策の動向の検討をふまえ、住友剛が「『道德の時間』だけでなく、それ以外の各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで扱われる『道德的』な内容にも目を向ける必要性」<sup>18)</sup>を指摘していることなどからも明らかである。そして恐らく、たとえどのようなかたちで「道德教育の全体計画」や「道德科の年間指導計画」が作成されたとしても、それだけで、学校における道德教育の二重構造のもつ循環的・往還的な機能を十分に生かすことは困難であると言わざるを得ない。それは、2012年に実施された「道德教育実施状況調査」において、「道德の時間の年間指導計画」を作成していると回答した全国の99.6%の小学校と99.7%の中学校のなかで、小学校では73.2%、中学校では69.0%が「他の教育活動等における道德教育との関連」に関わる項目を設定しているにもかかわらず、学校における道德教育の混迷はなお続いていることから端的に伺い知る



ことができる<sup>19)</sup>。

ここに、学校における道德教育の二重構造のもつ循環的・往還的な機能を活性化させるための新たな手立てを提案することの必要性が示される。それはまさに、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業との間に連続性と一貫性を与えるものでなければならない。すなわち、それは、道德授業の効果を高める「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育の効果を高める道德授業とを同時に実現できるものでなければならないものである。このように考えたとき、「学校スタンダード」と「家庭学習」の活用は、とりわけ有効な手立てとしてとらえることができる。

まず、「学校スタンダード」については、そもそも、それ自体が学校という集団生活の場において、児童生徒一人ひとりが守るべきことがらとしての意味をもっているということから、学校における道德教育の内容をより具体的・実践的に現わすことのできるものとしてとらえることができる。たとえば、横浜市立港南台第三小学校の学校スタンダード（平成26年度版）のなかで設定されている「自分からすすんであいさつをします。」や「授業の始めと終わりにあいさつをします。」などの約束は、2015年の一部改正小学校学習指導要領における「礼儀」や「規則の尊重」などとの関連において、「校庭は、みんなでゆずりあって使い、ドッジボールやドッジビーなどの遊びは、遊具で遊んでいる児童が危くないように、また、サッカーゴールやボール（蹴る）を使うときは、使える場所と曜日を守って遊びます。」という約束は、同指導要領における「友情、信頼」や「よりよい学校生活、集団生活の充実」などとの関連においてとらえることができる。つまり、「学校スタンダード」には、すべての児童生徒がよりよく生きるためのもっとも具体的・実践的なことがらのいくつかが必然的に含まれているのであり、それはまさに、学校における道德教育の目標である「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う」ためのものとしてとらえることができるのである。これらのことは、「学校スタンダード」の「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業との間を媒介し、両者に連続性と一貫性を与える可能性を示唆している。すなわち、学校における道德教育の目標と内容をふまえた「学校スタンダード」の策定は、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育において、児童生徒に道德授業の理論的な学びの成果との連関をより明確に意識させると同時に、道德授業において、日々の学校生活における児童生徒の実践的な行為の背後に潜む道德的価値の自覚を促す可能性を拓くのである。それはまさに、児童生徒が日々の学校生活を反省し充実させるための視点になり得るものでもある。したがって、学校における道德教育の目標と内容をふまえて策定された「学校スタンダード」は、たとえば、朝の会での一日のめあての設定や帰りの会での一日の振り返りなどにおいても生かすことができる。ここに、「学校スタンダード」が、学校における道德教育の二重構造のもつ循環的・往還的な機能を活性化するための有効な手立てとして活用できるものであることを明らかにすることが可能になる。

次に、「家庭学習」については、それが授業で学んだ知識・技能の定着という意義だけではなく、学習習慣の確立や学習意欲の向上、主体性の育成などの意義をもつものであるということから、学校における道德教育の充実に向けた重要な手立ての一つとしてとらえることができる。つまり、「家庭学習」を学校における道德教育の目標を実現するための不可欠なことからであり、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業のいずれに対しても、課題意識と振り返りの機会を与えるものとしてとらえることができるのである。たとえば、道德の場合においても、新たに策定される教科書の大切なところに線を曳いたり、感じたこと・思ったこと・考えたことなどをノートにまとめたりする「家庭学習」は、道德授業における児童生徒の理解をより確かなものにする。また、日々の学校生活を振り返り、関心をもったことや疑問を抱いたことから課題を発見し、解決を模索した結果を記録する「家庭学習」は、児童生徒が「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育としての実践をとらえ直したり、改善したりするための気づきを促すものになる。さらに、このような「家庭学習」を受動的なもの（宿題）から能動的なもの（自主学習）へと発達段階に即して組織していくことは、児童生徒の道德的価値の理解を内面に根差したものとし、道德的価値の実践を主体的な判断にもとづくものとする。これらのことから、「家庭学習」は、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う」という学校における道德教育の目標を実現するための確かな基盤となり得るものであることが明らかにされる。そして、これらは、「家庭学習」の「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育と道德授業との間を媒介し、両者に連続性と一貫性を与える可能性を示唆するものである。すなわち、「家庭学習」ほんらいの意義にもとづき、学校における道德教育の目標と内容をふまえた「家庭学習」を効果的におこなうことは、「学校の教育活動全体を通じて行う」道德教育における児童生徒の道德的な判断や態度をますます主体的なものとし、道德的な心情や実践意欲をより確かなものにするとともに、道德授業における児童生徒の道德的諸価値についての理解を深めるため、自己の生き方についての考えを深めるための基盤となるのである。それはまさに、児童生徒の「調和的な道德性」の発達を支援するものであると同時に、児童にとって「短時間でジレンマの内容を共通理解しにくい」<sup>20)</sup>ということ、「子どもの意識の流れも教師の指導もその都度、分断されたり子どもの生活そのものとかけ離れてしまったりしがちである」<sup>21)</sup>ことなど、1つの主題を1時間で取り扱うことの多い道德授業の問題点の改善の可能性を含むものである。ここに、「家庭学習」が、学校における道德教育の二重構造のもつ循環的・往還的な機能を活性化するための有効な手立てとして活用できるものであることが明らかになる。

## 5. おわりに

我が国において、学校における道德教育の二重構造は、そもそも、「道德の時間」が特設された1958年以降、一貫して受け継がれてきたことがらである。すなわち、1958年から現在まで、

学校における道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育と道徳授業との一定の関係のもとで実践され続けてきたのである。しかしながら、学校における道徳教育の充実という根本的・本質的な課題の改善に向けたこれまでの努力は、少なからず、このような事実を十分に顧みることなく、両者の関係を切り離し、両者を個々別々なものとしてとらえる立場にもとづいておこなわれてきたと言っても過言ではない<sup>22)</sup>。それは、学校における道徳教育の「かなめ要」として道徳授業（「道徳の時間」）が位置づけられるようになった2008年以降、ますます顕著なものとなり、学校における道徳教育の充実、まさに道徳授業（「道徳の時間」）の改善と直結するものとしてとらえられるようになったとすることができる。今回の学習指導要領の一部改正にともない道徳が教科化されたことは、今後ますます、このような傾向に拍車をかける危険を孕んでいる。

現在さまざまなかたちで指摘されている学校における道徳教育の課題には、確かに、授業の形態化や授業時間数の確保など、道徳授業に限られるものが存在する。そして、学校における道徳教育の改善という課題との向き合い方をこれまでとは一新させるだけの影響力が、「道徳の教科化」にはあったと言うことも否めない。しかし、「道徳の教科化」は、学校における道徳教育の根本的・本質的な改善をもたらす十分条件ではない。なぜならば、学校における道徳教育は、道徳授業においてのみおこなわれるわけではないからである。それゆえに、たとえば、2015年の小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」では、「道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確」にすることの重要性が指摘されるとともに、「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導の充実が、道徳科の指導の充実につながることを意味を深く理解」することが求められているのである。これらはまさに、学校における道徳教育が循環的・往還的な機能をもつ二重構造のもとで理解され、活性化されなければならないということの内実とするものである。このことによつてはじめて、自己の外面と内面と言う互いに逆の方向性を内包する学校における道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育と道徳授業（「道徳科」）とによる相互促進的な絡み合いによって、互いに共鳴し、道徳性を養うという目標を達成することが可能となる。

本稿において提案された「学校スタンダード」と「家庭学習」の活用という2つの手立てによる学校における道徳教育の循環的・往還的な二重構造の活性化は、学校における道徳教育の充実という課題の改善に向けたこれまでの提案においても有効なものと考えられる。たとえば、荒木紀幸の提唱している「1主題2時間の授業過程」のもつ「資料の量的な問題点を補う」、「子どもの主体的な価値選択への方向づけに関わる問題点を克服している」、「インドクトリネーション的な指導の可能性を極力排除する」、「子どもたち一人ひとりに、『考える・書く・発表する』という時間を保証する」、「子どもたち個々の考えを大切にしたい展開が期待できる」と言う5つの利点は、いずれも、「学校スタンダード」と「家庭学習」という手立てにおいて、より強化されるものである<sup>23)</sup>。さらに、「学校スタンダード」と「家庭学習」という手立ては、「経験単元、教材単元を総合的に捉え、各教科や特別活動等の各教育活動の特質を生かしながら、

共通した道徳的価値に関する学習内容について、道徳の時間を中心に、有機的なまとまりをもたせた学習活動を計画すること<sup>24)</sup>とされる押谷由夫の提唱する「総合単元的道徳学習」においても、十分な効果を発揮するものと考えられる。そして、これらの手立ての有効性は、「道徳の教科化」にともない、検定教科書と学習状況の評価が導入されるという点においても、著しく衰退した家庭や地域社会における道徳教育を再興するという点においても、有意義なものとしてとらえることができる。

しかしながら、学校における道徳教育が「人間教育の普遍的で中核的な構成要素」として位置づけられ、その充実を「我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する」という意味において成し遂げようとするのであれば、この他にも、改善されなければならない課題が数多く存在する。たとえば、道徳に対する教師の意識の変革や教員養成制度の見直しなどがこれにあたるが、それ以上に重要で避けがたい課題は、渡邊満の指摘する「教育そのものが抱えている近代という時代の問題に由来する根本問題の克服」<sup>25)</sup>である。それは、「道徳の教科化」によってもたらされるすべての変革の拠り所となるべきことである。このことを十分に意識しながら、これからの学校における道徳教育の充実の議論を深めていくことを、今後の課題としたい。

## 註

- 1) 貝塚茂樹『道徳の教科化—「戦後七〇年」の対立を超えて—』, 2015, 文化書房博文社, 31頁を参照。
- 2) 同上書, 31-39頁を参照。
- 3) 押谷由夫・柳沼良太編著『道徳の時代がきた!—道徳教科化への提言—』, 2013, 教育出版, 31頁を参照。
- 4) 貝塚茂樹, 前掲書, 57頁。
- 5) 上地完治「道徳の教科化の意味—道徳の時間の特設から積み残された課題—」(『教育哲学研究』第112号), 2015, 教育哲学会, 114-115頁。
- 6) ここでの引用は, 小学校学習指導要領によるものである。中学校学習指導要領においては, 外国語活動が省かれ, 児童が生徒に改められている。
- 7) 押谷由夫・福田富美雄編著『小学校新学習指導要領の展開 道徳編』, 2008, 明治図書, 16-17頁を参照。
- 8) 小寺正一・福田富美雄編著『平成20年改訂小学校教育課程講座 道徳』, 2009, ぎょうせい, 32-35頁を参照。
- 9) 加倉井隆編著『中学校新学習指導要領の展開 道徳編』, 2008, 明治図書, 24-25頁を参照。
- 10) 横山利弘『平成20年改訂中学校教育課程講座 道徳』, 2009, ぎょうせい, 20-25頁を参照。
- 11) 道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)~新しい時代を, 人としてより良く生きる力を育てるために~」, 2013, ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf) 20151231 最終閲覧), 7頁。
- 12) ここでの引用もまた, 小学校学習指導要領によるものであり, 中学校学習指導要領においては, 外国語活動が省かれ, 児童が生徒に改められている。

- 13) このことは、今回の学習指導要領の一部改訂において、「道德の時間の目標に定めていた『各教科等との密接な関連』や『計画的、発展的な指導による補充、深化、統合』」が「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に整理され、表現が改められたことにも通じている。
- 14) 丸山恭司編著『道德教育指導論』, 2014, 協同出版, 130頁。
- 15) 林忠幸・堺正之編著『道德教育の新しい展開—基礎理論をふまえて豊かな道德授業の創造へ』, 2014, 東信堂, 90頁。
- 16) 行安茂『道德「特別教科化」の歴史的課題—近代日本の修身教育の展開と戦後の道德教育』, 2015, 北樹出版, 281頁。
- 17) 渡邊満「〈こころ〉の教育と学校の道德教育の諸課題」(人間教育研究協議会編『〈こころ〉を育てる』), 2011, 金子書房, 34頁。
- 18) 住友剛「「道德の教科化」をめぐる教育政策の動向の再検討—「教科化」とは別の道德教育を構想する必要性をめぐって—」(『京都精華大学紀要』第44号), 2014, 京都精華大学, 98頁。
- 19) この調査結果については、文部科学省「道德教育実施状況調査結果の概要」([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/04/1282847\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/01/04/1282847_1.pdf) 20151229最終閲覧)を参照。
- 20) 荒木紀幸編著『道德教育はこうすればおもしろい』, 1990, 北大路書房, 27頁。
- 21) 中戸義雄・岡部美香編著『道德教育の可能性—その理論と実践—』, 2013, ナカニシヤ出版, 158頁。
- 22) これは、学校における道德教育に対する「全面主義」と「特設主義」との対立から多大な影響を受けているものと考えられる。
- 23) 1主題2時間の授業過程の5つの利点については、荒木紀幸編著, 前掲書, 28-31頁を参照。
- 24) 押谷由夫『道德教育新時代 生きる喜びを子どもたちに』, 1997, 国土社, 146頁。
- 25) 渡邊満「学校の道德教育と道德授業の可能性を拓く」(『教育哲学研究』第112号), 2015, 教育哲学会, 111頁。

#### 参考文献 (註で示したものを除く)

- 文部科学省『小学校学習指導要領』東京書籍, 2008。
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社, 2008。
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道德編』東洋館出版社, 2008。
- 文部科学省『中学校学習指導要領』東山書房, 2008。
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』ぎょうせい, 2008。
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説 道德編』日本文教出版, 2008。
- 文部科学省『小学校学習指導要領』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356250\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356250_1.pdf) 20151231最終閲覧)
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/31/1356257\\_3\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/31/1356257_3_2.pdf) 20151231最終閲覧)
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1282846\\_3\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1282846_3_1.pdf) 20151231最終閲覧)
- 文部科学省『中学校学習指導要領』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356251\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356251_1.pdf) 20151231最終閲覧)
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/06/1282846\\_3\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/06/1282846_3_1_1.pdf) 20151231最終

閲覧)

文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』, 2015。 ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/29/1356257\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/29/1356257_2_1.pdf) 20151231 最終閲覧)

田井康雄『これからの道徳教育原論—「道徳の教科化」を見据えて—』, 学術図書出版, 2015。

中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」, 2014。 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf) 20151231 最終閲覧)

# The Problem and Prospect of Moral Education in New Era: Focusing on the Dual Structure of Moral Education

Keisuke YAMAGUCHI

## Abstract

By making moral education as a school subject, an issue enhancing of moral education in school entered new situation. However, this issue cannot be carried out only making moral education as a school subject. It is because moral education in school has being cyclic and round trip dual structure.

From such a viewpoint, in this paper, attention is paid to the difference of description before and after the partial amendment in the course of study. Therefore, at first, the figure of dual structure of moral education which is told by the course of study in 2008 is embodied, and, the same thing in 2015 is taken up next. On the basis of these, I aimed at clarifying the necessity and means which activate the dual structure of moral education.

These considerations showed that effective practical use of school standards and home learning can be effective means to activate the dual structure of moral education. Namely, effective practical use of school standards and home learning is able to become a key of enhancing of moral education in school.

**Keywords:** making moral education as a school subject, dual structure of moral education, the course of study